

徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村が実施する木造住宅耐震診断支援事業（以下「耐震診断支援事業」という。）における、徳島県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）の登録等に関し必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱によるほか、次によるものとする。

(1)耐震診断員

徳島県に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を行っている建築士事務所に所属する建築士で、徳島県が実施する徳島県木造住宅耐震診断員養成講習会の受講を修了し、徳島県に登録した者をいう。

(2)耐震診断支援事業

耐震診断員が耐震診断、補強計画又は耐震診断及び補強計画を実施する事業をいう。

(講習会)

第3条 講習会は、耐震診断員の養成を目的とした徳島県が開催する徳島県木造住宅耐震診断員養成講習会の他、徳島県が認めるものとする。

(登録の申請)

第4条 耐震診断員の登録を受けようとする者は、前条に規定する講習会の受講を修了し、速やかに徳島県木造住宅耐震診断員登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(登録)

第5条 知事は、前条の登録申請書の提出があった場合は、これを審査し、登録を決定したときは、徳島県木造住宅耐震診断員名簿に登載するとともに、当該申請者に徳島県木造住宅耐震診断員登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 前項に規定する登録証の有効期間は、講習日と同年度に登録する場合は、登録の日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までとし、講習日の翌年度に登録する場合は、登録の有効期間を、登録の日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

3 講習を受けた後、登録可能な期間は、講習日の翌年度の3月31日までとする。

- 4 知事は、前項の規定により徳島県木造住宅耐震診断員の登録を行った場合は、徳島県木造住宅耐震診断員名簿を耐震診断支援事業を実施する市町村に対して通知するものとする。
- 5 市町村は、前項の規定により通知された徳島県木造住宅耐震診断員名簿を、閲覧の用に供することができる。

(登録証)

- 第6条 耐震診断員は、登録証を紛失又は汚損したときは、速やかに徳島県木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書(様式第3号)を知事に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。
- 2 汚損を理由とする前項の登録証の再交付は、汚損した登録証と引換えに交付するものとする。
 - 3 耐震診断員は、耐震診断業務を行う際には、常に登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(登録の更新)

- 第7条 第5条第2項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間に達する年度の4月1日から3月31日までの間に実施される講習会を受講の上、登録の更新をすることができる。ただし、講習会で通知される、県が指定する日までに登録の更新を申請しなければ、翌年度4月1日から業務に従事することができない。
- 2 登録の更新の手続きは、第4条及び第5条の規定を準用する。
 - 3 前項による登録の更新を行った場合においては、第5条第2項に規定する登録の有効期間の起算日は、従前の有効期間の満了の日の翌日とする。
 - 4 更新した登録証の交付は、従前の登録証と引換えに行うものとする。

(登録の変更等)

- 第8条 耐震診断員は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに徳島県木造住宅耐震診断員登録事項変更届(様式第4号)により、知事に届け出なければならない。
- 2 耐震診断員は、有効期間の満了前に第5条第1項の規定による登録を辞退するときは、徳島県木造住宅耐震診断員登録辞退届(様式第5号)に登録証を添えて知事に届け出なければならない。
 - 3 第1項の規定より登録事項の変更をした場合においては、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(登録の取消し等)

- 第9条 知事は、耐震診断員が次のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消す

ものとする。

(1)耐震診断員としての条件を満たさなくなったとき

(2)前条第2項の届出があったとき

(3)市町村からの耐震診断支援事業を受託した後、業務の不履行、実施期間の著しい遅延、又は現地調査や相談業務等における不都合等を生じさせたとき

(4)第10条に規定する事項に反するなど、知事が不相当と認めるとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付して当該耐震診断員に通知するものとする。

3 耐震診断員は、第1項の規定による登録の取り消しがあったとき、又は登録の有効期間を満了したときは、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

4 第1項の規定により登録を取り消した場合、又は登録の有効期間を満了した場合においては、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(耐震診断員の責務)

第10条 耐震診断員は、耐震診断支援事業を行う際に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員は、耐震診断員の名称を使って、耐震診断業務以外の業務を行ってはならない。

3 耐震診断員は、徳島県木造住宅耐震診断員であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し、業務全般を履行するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断員に関して必要な事項は別に定める。

2 平成25年度又は平成26年度に講習会を受講後登録し、登録証を交付された者は、平成27年4月1日より、「徳島県木造住宅耐震診断員・耐震改修アドバイザー登録証」は次の更新、又は登録証の有効期間まで「徳島県木造住宅耐震診断員登録証」として効力を発し、引き続き木造住宅耐震診断業務を行えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、徳島県木造住宅耐震診断員・耐震改修アドバイザー登録要綱(平成21年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号 (A4)

		登録番号	—
徳島県木造住宅耐震診断員登録申請書			
徳島県知事 殿		年 月 日	
		申請者 住所 (自宅) 電話 (同上) () — フリガナ 氏名	
<p>徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱第4条の規定に基づき申請します。 この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。 また、公開する登録事項について名簿に掲載し、公衆の閲覧の用に供することを承諾します。</p>			
生年月日	大・昭・平 年 月 日		
建築士の免許	種別	・ 1 級 ・ 2 級 ・ 木造	
	登録番号	大臣・() 知事 第 号	
所属建築士事務所	事務所名称等	() 登録番号：徳島県知事登録第 () 号 登録申請者名：()	
	所在地・連絡先等	所在地 〒 電話 () — FAX () —	

(注意)

1. 添付書類

- (1) 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- (2) 建築士事務所登録申請書 (登録済) の第五号書式の写し
- (3) 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真 (縦3cm×横2.4cm) を2枚 (1枚は右欄にのり付け, 1枚は提出) 写真裏面には必ず氏名を記すこと。

2. 公開する登録事項は、「建築士の免許の種別」及び「所属建築士事務所の名称, 所在地, 電話番号」とする。

3. 該当するものに○を付け空欄等には必要事項を記入すること。

写真貼付欄

縦3cm×
横2.4cm

様式第2号

(表面) (縦54mm×横86mm)

徳島県木造住宅耐震診断員登録証	
(写真) 縦3cm× 横2.4cm	再
	(再交付の場合)
	氏名
	生年月日
	登録番号
	登録年月日
	有効期限
徳島県知事 印	
(注) 市町村の木造住宅耐震診断業務以外の業務に、この登録証を 使用してはならない。	

(裏面)

本証は、各市町村が、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく平成12年改正以前の構造の民間木造住宅を対象に木造住宅耐震診断支援事業を実施することを目的に、徳島県知事が徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱に基づき交付したものである。

注意事項
住所等に変更が生じたときは、届け出てください。

本人住所 [_____]
電話番号 [_____]

本証を拾得した方は、上記にご連絡ください。

様式第3号 (A4)

徳島県木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書	
年 月 日	
徳島県知事 殿	申請者 住所 (自宅) 電話 (同上) () ー フリガナ 氏名 登録番号
徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり登録証の再交付を申請します。	
再交付を申請する理由	紛失・汚損・その他
	(その他の場合の理由)

(注意)

1. 添付書類
6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚
写真裏面には必ず氏名を記すこと。
2. 再交付を申請する理由には、該当するものに○を付けること。なお、申請の理由がその他の場合には、その理由を具体的に記載すること。
3. 汚損を理由に再交付を申請する場合には、その汚損した登録証を添えて申請すること。

様式第5号 (A4)

徳島県木造住宅耐震診断員登録辞退届	
徳島県知事 殿	
申請者	
住所 (自宅)	
電話 (同上) ()	
フリガナ	
氏名	
登録番号	
このたび登録を辞退したいので、徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱第8条第2項の規定に基づき届け出ます。	
辞退理由	

(注意) 登録証を添付すること。